



つくばみらい市告示第72号

つくばみらい市乳幼児健康診査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市乳幼児健康診査実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市乳幼児健康診査実施要綱（平成18年つくばみらい市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「2歳6箇月児歯科健診」を「2歳3か月児歯科健診」に改める。

第4条第3号中「2歳6箇月児歯科健診」を「2歳3か月児歯科健診」に改める。

第5条第3号中「2歳6箇月児歯科健診」を「2歳3か月児歯科健診」に改める。

第6条第2号中「予定表」を「ホームページ」に、同条第5号中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

改行

附 則

この告示は、公布の日から施行する。